

いつも市民の目線で!!

“山さんのホームページ”

www.k-yamasan.com

寝屋川市議会議員

山崎 きくお



平成17年4月号 (第22号) — 毎月発行 —



いつも笑顔で元気な山さん

一七年度予算案など 賛成多数で可決

三月三日から二五日まで三月定例市議会が開催され、平成十七年度予算案や条例案、人事案件、請願、議員提案など、合計三九件の審議が行われました。

予算は原案どおり可決

平成十七年度予算案(総額一、三三九億八、二三〇万円)については、一般会計・特別会計とも四つの常任委員会に付託され、それぞれ慎重に審議された結果、

いずれも賛成多数で原案どおり可決されました。

平成17年度予算の内訳

(単位 千円)	
一般会計	70,380,000
国民健康保険特別会計	23,210,300
公共下水道事業特別会計	7,885,900
駅前市街地再開発事業特別会計	74,000
公園墓地事業特別会計	139,100
老人保健医療特別会計	16,802,200
介護保険特別会計	8,844,800
水道事業特別会計	6,646,000
合計	133,982,300

二つの予算案に反対

しかし、山さんは一般会計予算案と国民健康保険特別会計予算案に対しては、次の理由から反対の意思表示をしました。

〈一般会計の反対理由〉

八万人あまりの市民から反対署名が提出されている北河内四市廃プラ処理施設の建設は、近隣住民の理解と合意を得た上で慎重に進めるべきである。

現状の進め方は、近隣住民を無視し、強引すぎる。したがって、北河内四市リサイクル施設組合に対する負担金を含む一般会計予算案は、賛成できない。

〈国保会計の反対理由〉

平成十五年度の国民健康保険料の徴収率は八四・〇％であり、十六％近くが未納である。これは保険料が高すぎる国民健康保険の制度の問題である。

今回条例改正により、一世帯あたりの基礎賦課限度額を五二万円↓五三万円にしたが、根本的問題が何ら解決されていない。

したがって、国民健康保険特別会計予算案に賛成できない。

桜小学校で再出発

また、四月から池の里小学校の廃校に伴い、再編成となった池田第二小学校の校名を「寝屋川市立桜小学校」に変更する市立学校設置条例の一部改正案も審議され、満場一致の賛成で可決しました。

また、文教常任委員会では、これまで六回にわたり協議会を開催し、再編成に伴う学校までの通学路の安全確保などの再確認を行いました。

山さんのプロフィール

姓名 山崎 菊雄 (やまさき きくお)
 昭和24年5月 富山県氷見市に生れる
 昭和47年10月～寝屋川市に在住
 昭和48年3月 関西大学法学部卒業
 元・守口市役所職員
 元・若葉町自治会長
 元・池田校区福祉委員長
 元・二中区社明委員長
 平成15年4月 寝屋川市議会議員に初当選
 現在 『市民派クラブ議員団』所属
 文教常任委員会委員

寝屋川市議会議員 山崎 きくお 事務所

〒572-0031 寝屋川市若葉町34番10号

Tel/Fax=072-829-1900 E-mail=office@k-yamasan.com

大きな声で、元気なあいさつ!!
山さんのあいさつ運動

山さんの議員活動

3月の活動記録

- 1日(火) 市民派クラブ会派会議
- 2日(水)～7日(月)
山さんのホームページ 駅頭配布
- 2日(水)～13日(日)
山さんのホームページ 地域配布
- 2日(水) 「感恩報謝の日」記念朝起き会
" 会派市内(保育所)行政視察
- 3日(木) 3月定例市議会・本会議
" 文教常任委員会協議会
- 4日(金) 本会議(市長17年度市政運営方針)
- 5日(土) 宮崎昌之先生の叙勲を祝う会
- 6日(日) 水辺のクリーンアップ大作戦
- 7日(月) 市民派クラブ会派会議
" 二中社明運営委員会
- 8日(火) 市民派クラブ予算勉強会
- 9日(水) 本会議(代表質問)
" ライオンズクラブ理事会・例会
- 10日(木) 本会議(代表質問)
- 11日(金) 本会議(代表質問)
- 14日(月) 市立第二中学校卒業式
" 四市リサイクル専門委員会(傍聴)
" 自治会ブロック長会議・役員会議
- 15日(火) 文教常任委員会
- 16日(水) 文教常任委員会・同協議会
- 17日(木) 市立池田幼稚園卒園式
" 市土地開発公社顧問会議
- 18日(金) 市立池田小学校卒業式
- 22日(火) 総務常任委員会(傍聴)
- 23日(水) ライオンズクラブ11クラブ合同例会
- 24日(木) クリーンセンターを考える会
- 25日(金) 本会議(最終日)
" 市議会議員研修会
- 26日(土) 大阪地区設立50周年記念講演会
" 関西大学校友会代議員会
" 第5回山さんのミニ市政報告会
- 27日(火) 関西大学校友会支部役員会
- 31日(木) 自治会班長会議・役員会議

月・木は駅頭で「山さんのあいさつ運動」
その他の日は、早朝、地域の清掃活動

美しいまちづくり条例を制定

みんなが「安全で清潔なみどり豊かなまちづくり」を！

三月定例市議会では、市内の環境美化について、市と市民と事業者が協働して「安全で清潔な、みどり豊かなまちづくり」を推進するため、『寝屋川市美しいまちづくり条例』を賛成多数で制定しました。

歩行喫煙の禁止なども

この条例には、みんなが美しいまちづくりを進めるため、

次のような項目が定められています。

①歩行喫煙の禁止。②空き地・空き家の管理、③ため池の危険防止、④資材、廃材の管理、⑤飼い犬等の管理、⑥自転車等の所有者の義務、⑦ポイ捨ての禁止、⑧飼い犬等のふんの放置禁止、⑨廃棄物の適正処理等、⑩回収容器の設置等、⑪印刷物等配布者の義務、⑫落書きの禁止、⑬屋

市長名で勧告や措置命令も

外広告物設置者の義務、⑭保存樹の指定等

また、この条例に違反する者に対して、市職員は勧告・措置命令、要請を市長名で行なうことができることになっています。

公表や過料、代執行も

また、勧告や命令に従わないものに対しては、公表や過料(5万円以下又は2万円以下)にすることができると



行政視察中の「市民派クラブ」議員団

や、本人に代わって市が必要な措置を行なう(後日本人に費用を請求)代執行の制度なども規定されています。ただし、勧告、措置命令等については、周知期間が必要なため、本年一〇月一日の施行となっています。

美しいまちづくり推進員も

また、美しいまちづくりに関する啓発や指導などを行なうため、市民や事業者の中から「美しいまちづくり推進員」を委嘱することも規定されています。